福島警察署川俣分庁舎（自転車指導啓発重点地区・路線図）

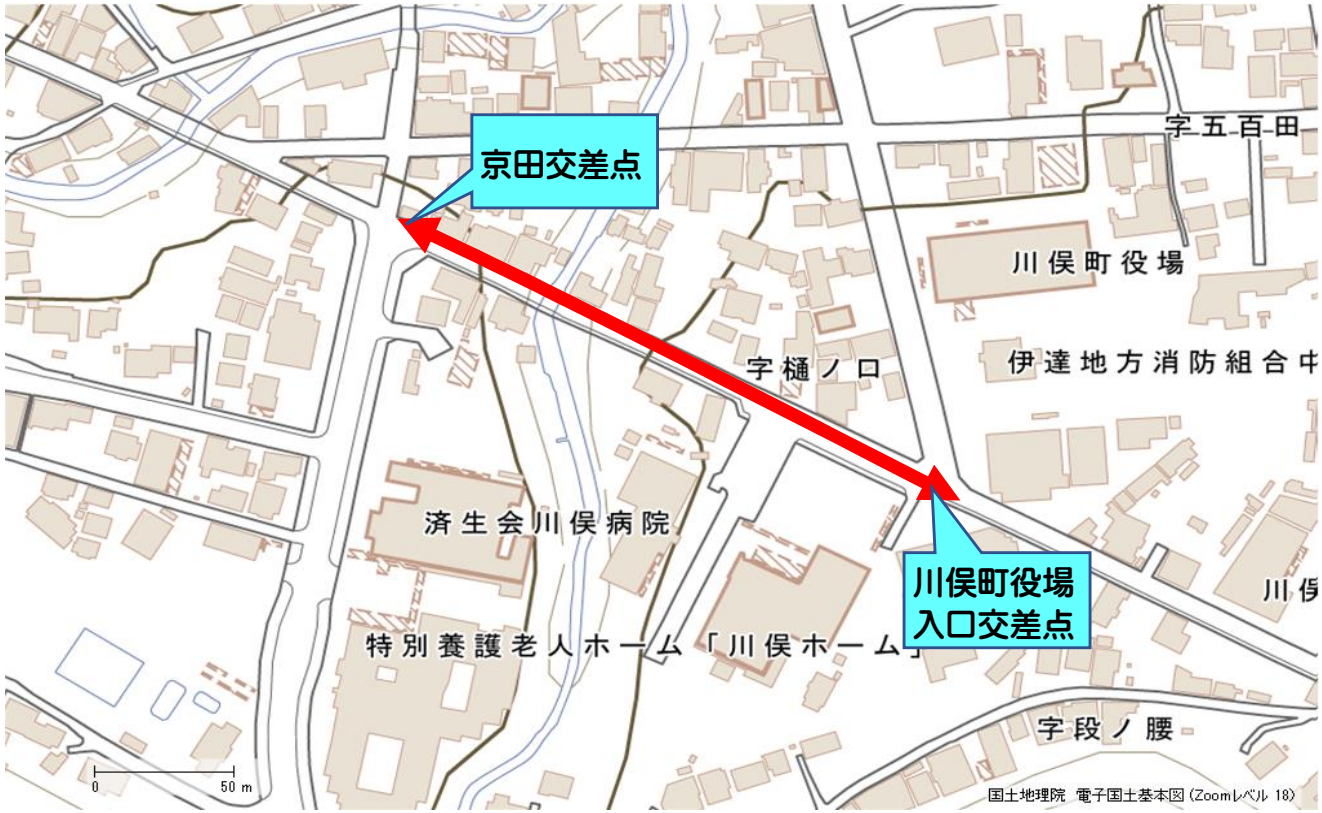

～自転車安全利用五則～

1　車道が原則、左側を通行
　歩道は例外、歩行者を優先
2　交差点では信号と一時停止
　を守って、安全確認
3　夜間はライトを点灯
4　飲酒運転は禁止
5　ヘルメットを着用

令和6年中に福島警察署管内で自転車乗車中に死傷した人の状況等

	死傷者数	うちヘルメット		事故時のヘルメット着用率	
		着　用	非着用	令和６年	令和５年
幼　児	0　人	0　人	0　人	－	0%
小学生	2　人	0　人	2　人	0%	0%
中学生	3　人	2　人	1　人	67%	40%
高校生	12　人	0　人	12　人	0%	0%
一　般	22　人	3　人	19　人	14%	21%
高齢者	7　人	0　人	7　人	0%	0%
合　計	46　人	5　人	41　人	11%	16%

○　選定理由
　買い物等による自転車の通行量があり、事故の発生が心配される路線です。

○　普通自転車の通行方法について
　自転車安全利用五則を守って走行しましょう。「普通自転車専用通行帯」が設置されている場合は、左側の通行帯を走行しましょう。

○　ヘルメットを被りましょう。
　令和5年4月1日から、自転車利用者はヘルメットの着用が努力義務化されました。
　万が一の交通事故に備えて、ヘルメットを正しく着用しましょう！